

東日本大震災に係る避難者支援等に関する決議

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、1年余を経過した今なお、被害額の全容もわからず、多くの方が県境を越え、かつ長期にわたる避難生活を余儀なくされている。

避難者の中には、東京電力福島第一原子力発電所事故により、先行きが見通せず、放射性物質の健康への影響を懸念する母子避難者など、世帯を分離して二重生活を送られている避難者もおり、精神的にも、また経済的にも多くの避難者が厳しい状況におかれている。

こうした中、我々、避難者・被災地を支援する基礎自治体においては、地元住民と行政が一丸となり、全力で避難者の受入や被災地の復興に向けた支援に取り組んできたところであるが、前例のない広域、かつ長期化する避難受入に加え、災害廃棄物の広域処理における放射能汚染への安全性を危惧する声があるなど様々な課題が生じていることから、これら諸課題への対策を早急に講じ、避難者・被災地への十分な支援の構築を国が総力を挙げ、一段と加速していくことが必要不可欠である。

よって、国においては、苦難と悲嘆の中から再生への途を懸命に模索している住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を全力で行っている自治体に対し、下記事項について、既存の法制にとらわれることなく、万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握し、被災県などと連携を取りながら、被災者への適切な措置を講じること。
- 2 市民・行政が一丸となって避難者への十分な支援を継続するため、避難者受入市町村への十分な財政措置を講じること。
- 3 大規模災害発生時の支援等の迅速化を図るため、受入自治体における「費用負担」や「役割」など、広域的な被災地支援の枠組みを早期に構築すること。

- 4 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理については、放射能汚染に対する安全性や、国の示す処理方法等を、国の責任において、国民が安心・納得できるよう、さらに丁寧で分かりやすい説明を行うこと。

以上 決議する。

平成24年5月18日

第160回北信越市長会総会